

# 休眠預金等活用法に関する預金規定

2025年1月1日現在

## 1. (休眠預金等活用法に係る預金等)

当行は、以下の預金等を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづき、休眠預金等として取り扱います。

- ・当座預金
- ・普通預金
- ・貯蓄預金
- ・スーパー定期預金
- ・大口定期預金
- ・期日指定定期預金
- ・自由満期型定期預金
- ・変動金利定期預金
- ・積立式定期預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金
- ・定期積金
- ・総合口座
- ・別段預金

## 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- (3) 預金者等から、次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次の契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法に限り。）
  - ① 普通預金における預金種別の変更
  - ② 移管
  - ③ 積立式定期預金、自由満期型定期預金、変動金利定期預金における支払開始日の変更
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第2条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ② 定期預金等の商品について、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと  
当該事由が生じた期間の満期日
  - A. 異動事由（第2条において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
  - B. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日ま

たは当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、)  
当行入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと  
他の預金にかかる最終異動日等

#### 4. (複数の預金を組み合わせた商品の最終異動日等)

この取引における預金(総合口座等)のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第3条において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

#### 5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 第1条に掲げる預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握できる場合に限り、)
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上